

尼崎市地域公共交通会議説明資料

国土交通省 神戸運輸監理部
兵庫陸運部輸送部門
令和6年10月30日

一般路線バスに適用される運賃制度

	適用	概要	手続き
上限運賃	一般路線バス	適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない	国土交通大臣(事業規模によって運輸局長)の認可
実施運賃	一般路線バス	上限運賃の80%~100%で設定	国土交通大臣(事業規模によって運輸局長)への事前届出

このほかに、高速バスや定期観光バスに適用する「軽微運賃」や、地域で運行するコミュニティバスなどに適用する「協議運賃」がある

■ バス事業者による地域交通のDX・GX等を通じた経営効率化・経営力強化の取組を促進するため、運賃改定において、将来の設備投資に係る原価等を適切に審査するため、以下の措置を講じることとする。

実施項目（通達）

1. 持続可能な経営を促すための措置

- ・運賃改定の要否判断基準の見直し

2. 適切な賃金水準確保、将来設備投資を促すための措置

- ・将来の設備投資（DX,GX,人材確保等）に係る審査方法の追加
- ・全産業平均を超える人件費に対する審査方法の追加
- ・軽油単価の査定の適正化、EVバスの電気料金に対する審査方法の追加

3. 政策的要請への対応を促すための措置

- ・運送収入を増加させることを目的としない暫定的な運賃改定の仕組みの構築（キャッシュレス化の推進に資する運賃制度、公共的割引の原価（運送収入）への適切な反映）
- ・観光客割増運賃の設定柔軟化（オーバーツーリズム未然防止対策）

将来投資例①:キャッシュレス化手段の多様化



将来投資例②:EVバスの導入



見直しの主なポイント

運賃改定の要否判断の見直し

従来

運賃改定申請前年度の収支率が100%以下の場合又は申請年度の収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合

将来的にDX・GX等の設備投資等を計画していても、上記要件に該当していなければ、将来投資等を見込んだ運賃改定を行うことができず、安定的な経営が行えない。

申請翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合あって、運賃改定によらなければ収支改善が見込めない場合

適切な賃金水準の確保、将来設備投資を促すための措置

従来

人件費の給与月額算出方法については、申請事業者の申請前年度の給与月額と各都道府県の全産業平均給与額との和半で査定

バス事業では担い手不足への対応が急務となっているが、申請事業者の実績値が全産業平均を超える場合、給与月額の査定値が実績値を下回るため、必要な人件費を原価に反映することができず、運転者の待遇改善等(適切な賃金上昇)を実施しにくい。

申請事業者の給与月額の実績値が全産業平均(都道府県別・規模別)を超える場合は実績値を採用することを原則
また、直近の春闘等により翌年度の給与水準の変更が確定している場合、個社の賃金上昇率での査定を可能とする。